

板橋区介護認定審査会運営要綱

(平成 11 年 9 月 20 日区長決定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定審査会の構成等)

第 2 条 認定審査会の構成は、保健、医療及び福祉に関する学識経験を有する委員の均衡に配慮したものとする。

2 委員は、区の職員以外の者のうちから任命するものとする。ただし、委員の確保が困難な場合は、保健、医療又は福祉の専門職であって、認定調査等の介護保険事務に直接従事していない区の職員を委員に任命することができる。

3 委員は、調査員として認定調査に従事しないものとする。

(合議体の構成等)

第 3 条 合議体の構成は、保健、医療及び福祉に関する学識経験を有する委員の均衡に配慮したものとする。

2 委員が複数の合議体に所属することができる場合は、委員の確保が特に困難な場合に限るものとする。

3 合議体の長は、その選任後 3 か月を経過しなければ改選できない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(会長及び合議体の長の職務の代行)

第 4 条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員が、その職務を代行する。

2 合議体の長に事故があるときは、合議体の長があらかじめ指定する委員が、その職務を代行する。

(合議体の長の職務)

第 5 条 合議体の長は、合議体の会務を総理し、合議体を代表する。

(審査及び判定の資料)

第 6 条 合議体が審査及び判定に用いる資料は、基本調査に基づく 1 次判定の結果、調査員の特記事項及び主治医の意見書等とする。

(会議)

第 7 条 会長は、認定審査会及び合議体の会議開催の日時等を委員に通知しなければならない。

2 認定審査会及び合議体の会議の時間は、午後 1 時から午後 5 時までとする。ただし、会長はこれを変更することができる。

3 委員は、代理人を会議へ出席させてはならない。

4 委員は、審査及び判定に用いた資料を会議の終了後、直ちに事務局へ返却しなければならない。

(審査及び判定)

第8条 合議体は、基本調査に不備等があると認めるときは、再調査を実施し、又は基本調査の結果の一部の修正を行うものとする。

- 2 前項の再調査後の審査及び判定は、再調査を実施した合議体が行うものとする。
- 3 第1項の修正を行う場合においては、必要があると認めるときは、調査員及び主治医に照会するものとする。
- 4 合議体は、審査及び判定を行う場合には、一次判定の結果（基本調査の結果の一部を修正した場合は、再度一次判定を行って得られた結果）、調査員の特記事項及び主治医の意見書に基づき、国が定める基準に従い、審査及び判定に係る被保険者の要支援状態又は要介護状態区分を決定しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは一次判定の結果を変更することができる。
- 5 合議体は、第2号被保険者について審査及び判定を行う場合には、障害が特定疾病によって生じていることを国が定める基準に従い確認しなければならない。
- 6 審査及び判定には、過去に用いた審査及び判定の資料及び概況調査を参考資料として用いることができる。
- 7 認定審査会は、委員が、当該委員、その親族又は当該委員の所属する施設等に入院し、若しくは入所し、若しくは当該委員の所属する施設等で介護サービスを受けている者についての審査及び判定を行う合議体を構成する委員とならないよう努めるものとする。
- 8 委員が前項の合議体を構成する委員である場合には、前項の審査及び判定に限り、当該委員は、判定に関与してはならない。ただし、当該審査及び判定に係る被保険者の状況等について意見等を述べることについては、この限りでない。

(審査及び判定の結果に付する意見)

第9条 認定審査会は、審査及び判定の結果に認定の有効期間についての意見を付する場合においては、第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、これを短縮する意見を、第4号から第6号までのいずれかに該当するときは、これを延長する意見を付するものとする。

- (1) 発症早期であって、身体又は精神上の障害の程度が6か月以内において変動しやすい状態にあると認められるとき。
- (2) 審査及び判定に係る被保険者の置かれている環境が大きく変化する場合等、審査及び判定時の状況が変化しうる可能性があるときと認められるとき。
- (3) 前2号の他、特に認定の有効期間を短縮する必要があるときと認められるとき。
- (4) 身体又は精神上の障害の程度が安定していると認められるとき。
- (5) 同一の施設に長期間入所し、かつ長期間にわたり要支援状態又は要介護状態区分に変化がない場合等、審査及び判定時の状況が長期間にわたり変化しないと認められるとき（重度の要介護状態にある場合を基本とし、個々の事例ごとに原則より長期間要介護状態が継続すると見込まれる場合等。）。
- (6) 前2号の他、特に認定の有効期間を延長する必要があるときと認められるとき。

2 認定審査会は、審査及び判定の結果にサービスの種類の指定についての意見を付する場合においては、審査及び判定に係る被保険者の状況について具体的に検討するものとする。この場合においては、複数のサービスを組合せ指定することができる。

(委員の責務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。

2 委員は、職務を遂行するにあたり、審査及び判定に係る被保険者に対し特別な配慮を与え又は他の委員にその関係者であることを表現してはならない。

3 委員は、病気、出張、又は旅行等のため、認定審査会の職務に従事できなくなったときはすみやかに会長に届け出なければならない。

(委員の解任)

第11条 区長は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合、これを解除することができる。

(1) 長期にわたり職務に従事できないとき。

(2) 委員の職の信用を傷つけ、又は不名誉となる非行のあったとき。

(3) 職務上知り得た秘密を外部に漏らしたとき。

(4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(5) 職務を怠ったとき。

(事務局)

第12条 認定審査会の事務局を、介護保険課に置く。

2 事務局は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 委員への情報の提供に関すること。

(2) 認定審査会及び合議体の会議録に関すること。

(3) その他、認定審査会の運営に関すること。

(4) 委員の研修の計画に関すること。

付 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。